

新体育館に関する特別委員会会議録

○日 時 平成29年2月17日(金) 午後1時58分

○場 所 全員協議会室

○協議事項

1. 新体育館事業計画について

○その他

○出席委員

| | | | | | | | |
|-----|----|----|---|------|----|-----|---|
| 委員長 | 永田 | 公由 | 君 | 副委員長 | 中原 | 巳年男 | 君 |
| 委員 | 金田 | 興一 | 君 | 委員 | 小澤 | 彰一 | 君 |
| 委員 | 篠原 | 敏宏 | 君 | 委員 | 平間 | 正治 | 君 |
| 委員 | 村田 | 茂之 | 君 | 委員 | 中野 | 重則 | 君 |
| 委員 | 横沢 | 英一 | 君 | 委員 | 西條 | 富雄 | 君 |
| 委員 | 金子 | 勝寿 | 君 | 委員 | 山口 | 恵子 | 君 |
| 委員 | 牧野 | 直樹 | 君 | 委員 | 古畑 | 秀夫 | 君 |
| 委員 | 永井 | 泰仁 | 君 | 委員 | 中村 | 努 | 君 |
| 委員 | 丸山 | 寿子 | 君 | 委員 | 柴田 | 博 | 君 |

○欠席委員

なし

○説明のため出席した理事者・職員

| | | | |
|------------------|-----|-----|---|
| 副市長 | 米窪 | 健一朗 | 君 |
| こども教育部長 | 岩垂 | 俊彦 | 君 |
| 財政課長 | 塩川 | 昌明 | 君 |
| 生涯学習スポーツ課長 | 中野 | 昭彦 | 君 |
| 生涯学習スポーツ振興係長 | 田下 | 高秋 | 君 |
| 新体育館建設プロジェクト担当係長 | 佐々木 | 高史 | 君 |

○説明のために出席した参考人

明豊ファシリティワークス(株)

| | | | |
|--------------|----|----|---|
| 取締役 技術本部長 | 木内 | 芳夫 | 君 |
| PM本部 第二部専任次長 | 遠藤 | 真人 | 君 |
| PM本部 第二部 課長 | 石坂 | 修一 | 君 |

○議会事務局職員

事務局長 青木 隆之 君 事務局次長 横山 文明 君
議事調査係長 藤間 みどり 君

午後1時58分 開会

○委員長 それでは定刻前でございますけれど、皆さんおそろいですので、ただいまから新体育館に関する特別委員会を開会いたします。

この際申し上げます。本日の委員会には明豊ファシリティワークス株式会社から、木内芳夫さん、遠藤真人さん、石坂修一さんを参考人として出席いただいておりますので、御了承を願います。

それでは、理事者から挨拶を受けることといたします。

理事者挨拶

○副市長 大変、3月定例会前のお忙しい時期に特別委員会をお開きをいただきまして、ありがとうございます。

本日の委員会につきましては、昨年の12月の特別委員会をお開きをいただきまして、計画につきまして御審査をお願いしたわけでございます。その際、幾つかの御意見を賜りました。その後、体育協会をはじめ、それぞれの団体等々へヒアリングを行い、あるいはアンケートを行いまして、私どもも御指摘の件について調査をしてみました。

本日ににつきましては、それを持ちまして施設の計画及び概算事業費について御審査をいただくとともに、今後進めてまいります入札、契約方式の検討につきましても、御審査を賜れば、大変幸甚に存ずるところでございます。どうぞよろしくお願いを申し上げます。

○委員長 それでは、協議事項に入ります。

新体育館事業計画について

○委員長 まず、資料別紙1、施設計画について、別紙2概算事業費について、以上2件を一括議題といたします。説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 よろしくお願いをいたします。資料No.1のところがレジюмеでございますけれども、趣旨につきましては、今、副市長から話があったとおりでございます。

内容につきましては、別紙1、別紙2ということでございますけれども、前回の特別委員会の経過後の対応としましては、体協の協議ぐあいの中間報告の説明会をするとともに、アンケートのほうをさせていただきました。

今後の対応になりますけれども、総事業費の積み上げ等を含めた事業計画を、年度内を目途に策定をしたいというふうに考えています。

新年度以降につきましては、合併特例債の発行期限を見据えた事業スケジュールに沿いまして、来年度、基本設計を実施していきたいということでございます。

今後の予定でございますけれども、3月21日には特別委員会をできれば予定をさせていただいて、事業計画案について最終のお示しをさせていただきたいというふうに思っています。以降につきましては、書いてあると

おりでございます。

それでは資料別紙1で、御説明をいたします。

○委員長 長くなるようでしたら、着座して説明してください。

○生涯学習スポーツ課長 では、失礼いたします。

別紙1をごらんいただきたいと思います。1枚目は検討経過の説明ということでございまして、本資料の組み立てになっております。1番につきましては、前回、特別委員会での承認、それから指摘事項と、それに対する検討内容について書かせていただいております。

2番につきましては、ヒアリング結果、これは、指摘事項に対する検討としまして競技団体等へのヒアリングを実施した内容でございます。

3番といたしまして、これを受けまして、検討案として市のほうとして2案に、絞り込みをさせていただきました。

4番として、それぞれの2案の検討案に対する概算の費用を、算出をさせていただきました。

それから5番といたしまして、検討案のメリット、デメリットをまとめまして、最終的に私どもが望ましいという案の方向性を出させていただいたと、資料づくりになっております。

それでは、2ページをごらんいただきたいと思います。確認でございます。前回の特別委員会での承認指摘事項というところで、敷地の面積につきましては2万4,300平方メートル。それから、建物の配置につきましては、敷地の西側に建物を配置ということで御承認をいただいております。

指摘事項の1番でございますけれども、前回お示しをした案が下のカラー刷りで小さいものでございますがそこにあります。メインアリーナ3面分でお示しをさせていただきました。その折りに、3面でアップが行えるかどうかというところの御指摘をいただきました。それに対する再検討といたしましては、メインアリーナ2面分プラス、アップ場別設置案との比較をしました。

②といたしまして、屋内のランニングコースを前回の案では、私どもは外しました。それに対する御指摘は、必要ではないかという御指摘をいただきましたので、屋内のランニングコースの設置案ということでお示しをしております。

③番といたしまして、長辺部分の観覧席が前回はございませんので、その部分の観覧席は必要ではないかという御指摘をいただきましたので、その分についての検討をしてあります。それに加えまして、当初の概算事業費を超過しているの、財政計画との整合性を報告しなさいということをお願いしております。

次のページをごらんいただきたいと思います。次ページ以降は、ヒアリング結果でございますので、簡単に説明をさせていただきます。

ヒアリングの調査対象者でございますけれども、体協の各競技部にヒアリングをさせていただきました。それと、中学校体育連盟、それから小学校体育連盟、体協理事の皆さん、このほかに教育委員会等に説明をして、意見聴取をしております。

設問1といたしまして、アリーナの規模、機能について。前回は私どもは3面で計画をしたので、これに対する御意見はどうかというところでございます。そこにありますように、特段支障はない、又は賛成というのが8団体のうち5団体、支障が大きいというのが2団体、無回答が1団体でございました。下のほうの細かい字の部

分のところがございますけれども、赤字の部分、3面の部分をお示しをしたところ、コート間のスペースが狭いということで、これは試合がしにくいという御指摘をいただいております。

設問1の右側にありますように、まとめといたしまして、競技面の数と大きさを確保することを重要視している。それから、アップ場や運営の多様性のためサブアリーナを要望する意見もあったというまとめでございます。

次のページでございます。設問2。サブアリーナの県大会レベルまでの大会開催時の利用想定で最も多いと考えられるものはいかがでしょう、という設問でございます。

アップ場としての利用としてが3団体、大会の試合会場として利用するというのが5団体ございました。サブアリーナにつきましては、2のほうのまとめでございますけれども、設けた場合にはアップ場、それから大会の試合会場としても利用できる施設にしてほしいという意見であったと思います。

設問3、アリーナの観覧席でございます。当初、メインアリーナに固定が400席、可動が300席ということで700席程度ということで計画をしてございました。最終検討をした中で、やはり700席は固定席が必要であろうということになりましたので、それを踏まえて、アリーナは固定席を700席を設置とする案をお示しをしました。

これに対する回答は、特段支障がない、6団体、支障が大きいのが2団体ございますけれども、それは長辺方向に観覧席がないということの御意見でございます。まとめといたしましては、長辺方向に観覧席の設置要望があったというまとめでございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。設問4でございます。アップスペースの考え方はいかがでしょうかという設問でございます。大空間アリーナの場合で、試合の間にアップは可能でしょうかという問いかけに対して、可能であるというのが4団体。それから、基本計画のアリーナ1、700程度で別の場所に専用のアップ場が欲しいというのが3団体。アップ場は不要というのが2団体ございました。重複の回答でありますので、こんな内容でございます。

設問4のまとめ、右のほうですが、大会会場とは別のアップ場が望ましいが、大空間でもこれは可能であるという御意見でございました。それと、大会会場とは別のアップ場が必要という意見もございました。

設問5でございます。練習場所としてどのようなアリーナ構成が望ましいかということで、下にありますように、メインアリーナとサブアリーナ、それから大空間のアリーナ、メインと小規模程度のアリーナ、それからメインのみという設問でございますが、それぞれそこにあるような団体の回答でありました。

まとめといたしましては、練習場としてはメインプラスサブ分離、それから大空間一体化のどちらの意見もございました。サブアリーナの大きさとしてはバスケットボール1面ができるような広さが必要という意見をいただいております。

それから設問6、ランニングコースでございますが、これは必要、不要がそれぞれ4団体ずつで半々という回答でございました。

次のページをごらんいただきたいと思います。

これらのアンケート結果、ヒアリング結果を踏まえまして、検討案を最終的に2案と、絞り込みをさせていただきました。まずA案といたしまして、これは前回の特別委員会でお示した大空間のアリーナをA案というふうにさせていただきまして、それに対して追加した内容といたしましては、アリーナのコート間のスペースを

追加をいたしました。その赤字で書いてありますように、長辺方向のコート間スペースを57から63メートルに変更をしてございます。それと右の絵にありますように、2階部分にランニングコースを設けまして、長辺方向になりますけども、観覧スペースを兼ねたランニングのコースという形で計画をさせていただいてあります。これにつきましては、延床面積が6,000平方メートルということになってございます。

それから次の検討案B案でございます。これにつきましては基本計画になから沿ったような形になりますけども、サブアリーナを設置した場合はどうなるかという形の案でございます。メインアリーナにつきましてはバスケットコート2面、それからサブアリーナはバスケットコートが1面、試合ができるような形でスペースをとってございます。それから2階には先ほどと同じようにランニングコース兼用の観覧席を設けてございます。その小さい字にありますように、基本計画では2,308平米がアリーナ面積の合計でございましたが、今回のB案につきましてはアリーナ面積合計が2,170平方メートルということで、約140平方メートルほど面積的に小さくなってございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。それぞれの案につきまして概算事業費をはじき出したものでございますが、A案につきましてはそこが赤字で囲ってありますように、23.6億円。当初、概算建築費の1.12倍になります。B案につきましては、23億円という試算でございました。ちなみにB案のサブアリーナに関しましても、バスケット、バレーボールの試合が可能な規模としまして、天井高はメインアリーナと同じ12.5メートルを確保してございます。

10ページでございますけども、坪単価の算出についてということで、前回の特別委員会につきましては、基本計画案の概算として積み上げをしまして25.3億円と算出をしております。その25.3億円を基本計画の1,906坪で割り返しますと、坪単価133万円ということで前回お示しをしました。

今回につきましては、2案につきまして再びそれぞれ積み上げを行なって概算の事業費を算出してございます。A案につきましては23.6億円ということで坪で割り返しますと130万円、B案につきましては、23億円で坪単価は同じという結果でございます。

下の括弧でございますけれども、基本計画案から坪単価が変化した要因といたしましては、2階部分を縮小したということで、基本計画におきましては2階に観覧席、それから会議室、備品庫、ランニングコースなどを設置しているということで、2階の床面積が大変多かったものですが、それを縮小したということが坪単価が変化した要因の一つでございます。それからスプリンクラー設備が不要になったということでございます。今回の観覧席を1階化したことによって、消防法によりますスプリンクラーが不要になったということでございます。それからアリーナの短辺方向の構造体を縮小したということで、4メートルほど縮小したということが坪単価の少なくなった要因でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。検討案の概算の、算出に当たりましての構造等の概要ということでお示しをしてあります。構造の概要でございますけども、今のところ、杭基礎それから下部につきましては鉄筋コンクリート造、上部につきましては鉄骨造で概算金額をはじいてあります。耐震構造につきましては、避難所としての機能を確保するというので、通常の1.0の耐震基準の1.25倍という形で設定をしてございます。

外装仕上げにつきましては、コンクリートの打ち放し、フッ素樹脂塗装、屋根は金属の屋根としてあります。

内装仕上げについては、そこに書いてあるとおりになります。そんな内容で標準的なもので積算をしてあるという事で御確認をいただきたいと思います。

設備仕様についても同様でございます。赤枠でございますけれども、これは後のほうで、事業費のほうで御説明しますけれども、オプションの部分といたしまして、内装仕上げにつきましては、県産材を使用する場合は、その分がオプションとして加算されてくる。それから設備費用につきましては、非常用発電機等が災害時の設備概要、必要設備として、オプションとして必要になってくるということでございます。

次のページでございます。検討案のメリット、デメリットについて、そちらにまとめてございます。県大会利用のときにはどうかというところがございますけれども、やはりアンケートでの御意見にあったように、試合としては1つの空間で試合の同時進行ができる、大空間で望ましいという御意見がありましたので、それは丸。B案につきましては、別室になるので、これは三角でしょうという評価でございます。

以下、同じような形でございますが、赤字の部分、B案につきましては、サブアリーナにつきましては観覧席がないということで、バツという評価でございます。通常の練習におきましては、その赤字のところにありますように、球技など練習をしようとしたときに、3面の利用ではなかなかほかの面での利用者と声だとかそういったもので集中できないという声がございます、やはり別室のほうがそういった利用については望ましいという御意見であったと思います。

それから災害につきましては一長一短があるということで、それぞれ丸と三角の評価でございます。コストにつきましては、コストが安いということでB案のほうが丸という評価にさせていただいております。

総合的な評価といたしましては、利用方法、先ほどの別室でのアップ場が確保できるですとか、球技と空手の別室利用ができる、それから財政面に配慮したという形でB案としたいというのが、私どもの方針でございます。

次のページにつきましては、配置のイメージをそこにお示しをしたものでございますし、14ページにつきましては立面のイメージということでございます。あくまでもイメージ図としてごらんをいただければというふうに思います。

続きまして、別紙2をごらんいただきたいと思います。新体育館建設事業の事業費配分表というA3縦の表をごらんいただきたいと思います。表につきましては、項目といたしまして新体育館建設費を(A)、外構整備費を(B)、その他の費用を(C)といたしました。その下に小計といたしまして、(A+B+C)ということの小計がそこがございます。市民アンケート時点につきましては、その小計欄が28億2,200万円ということでございます。

それからその下の欄、追加オプション費用(D)でございますけれども、これにつきましては先ほどお話ししましたように、県産材の使用でありますとか、BCP対策、これは被災時の業務継続の対策用の費用というふうに考えていただければと思います。それから環境配慮対策、公園整備費、その他を含めましてオプションの費用として(D)という形でございます。この(D)の費用につきましては、前回の12月の特別委員会の折りには口頭で項目のみ、こういうことが想定されますということをお伝えしましたが、全体の事業費を明確にするというところで(D)につきましては、想定の方もございますけれども、今回、お示しをさせていただいております。

③のところは、12月21日の特別委員会でお示しをした額でございます。(A+B+C)が33億7,40

0万円余という形でお示しをさせていただいております。

④番の再検討のところでございますけれども、今回、B案のみ説明をさせていただきます。新体育館の建設費(A)につきましては、22億9,700万円ということでございます。それから外構整備費につきましては、4億700万円と。これにつきましては、駐車場整備費、雨水対策費、外灯、それから防火水槽などの設置費になってございます。

その他の費用(C)でございますけれども、7億3,600万円になります。これにつきましては、用地補償費、調査事務費、設計管理費、それから備品購入費、これらでなっております。その合計が34億4,000万円ということでございます。

続きまして、追加オプションの費用(D)でございます。県産材の使用、5,000万円と今のところ見積もっております。これにつきましては内装仕上げでございますので、どの程度使うかによりまして当然変わってくる数値であるということでございます。それから、BCP対策でございますけれども、備考にありますように、太陽光発電、非常用の発電機、それから雨水利用、マンホールトイレ、それから熱供給関連費といたしまして、Fパワー関連の費用等を見込んで1億1,000万円という形で見込んでございます。

公園整備費でございますけれども、公園の部分の整備費につきましては、外構整備費(B)のところ、備考をごらんいただきたいと思いますが、公園整備費のうち、造成費と一応芝生化までを外構整備費として算入をしております。この(D)の部分の公園整備費につきましては、屋外トイレでありますとか、それから東屋、遊具等を見込みまして6,500万円でございます。

その他の費用につきましては、各種負担金、上下水道負担金、それから電柱の移転補償費、それからCMの委託費用、それから技術協力委託費、これは後の入札契約方式でお伝えしますが、ECIという方式をとった場合に、こういう技術協力の委託費用が掛かるということで、1億6,100万円を計上しております。

総トータルでございますけれども、B案の場合に38億2,600万円という事業費になってまいります。

その下でございますけれども、財源内訳表でございます。当初のアンケート時点のところをごらんいただきたいと思いますが、建設費用のところは国庫補助金1億8,500万円、それから合併特例事業債23億8,500万円を財源として見込んでありまして、あとは一般財源という形で見込んであります。合併特例事業債の返済までを含めると、建設に伴い市が負担する額といたしましては、アンケートでは10億円という形でお示しをしております。一番右側のB案をごらんいただきたいと思いますが。

国庫補助金につきましては、1億6,300万円ということで2,000万円ほど減っておりますけれども、これにつきましては対象となる部分の面積が減ってるという形で積算をし直した結果、1億6,300万円ということになっております。

借入金でございますけれども、合併特例事業債29億1,300万円余でございます。当初に比べますと、5億2,800万円余を充てております。それから合併特例交付金、これはアンケート時にはございませんでしたが、1億3,800万円を充ててございます。

一般財源として、6億1,100万円余でございます。返済までを含めた総トータルでございます。アンケート時の10億円に対しての対比になりますと、10年間の額の合計といたしましては、15億7,700万円余ということで5億7,000万円ほど一般財源がふえるということでございます。

それから新体育館の維持管理費、参考として下にございますけれども、これにつきましては、アンケート時点の試算したものをそのままお示しをさせていただきます。

あとにつきましては、財政課長のほうから御説明をさせていただきます。

○財政課長 それでは財政への影響について御説明いたしますけれども、冒頭、大変申しわけございません、訂正をお願いいたします。一番右下に赤い文字で約9億円とございますけれども、正しくは20億円でございます。大変失礼をいたしました、申しわけございません。

今、説明ありましたとおり、事業費の増加、オプションを含めまして財源を考えなければいけないわけございまして、説明がありましたとおり合併特例事業債の精査、それから合併特例交付金、県からの交付金を3,200万円、毎年ですけれども、これを充てて1億3,800万円を確保し、当年度分の一般財源の負担が6億1,130万円。今後の年度負担が償還のときに一般財源として9億6,590万円必要になったという前提での推計でございます。

この財政への影響につきましては、アンケートの時にもこのように記述をさせていただいております。市民の皆さんが御心配になりますのは、貯金が残っているのか、あるいは借金が減っていくのか、こういった御心配がございます。これを建設費、それから維持管理費も見込んだ上で推計をし直しましたところ、平成35年度末の財政調整基金の残高につきましては、平成27年度より18億円減少しますけれども、本市で適正規模と考えられます20億円が確保できるというふうに見込んでございます。27年度末で38億円の台帳の残高がございました。これが20億円になるという見込みでございます。

それからプライマリーバランス、これは借入額よりも元金の返済額のほうが大きければ、毎年残高は減ってまいります。これが黒字になると減っていくわけですが、平成32年度だけは、これはピークの年でございまして借入れがふえますので、プライマリーバランスが赤字になります。しかしながら、その他の年は毎年黒字を確保できる見通しでございますので、毎年借金残高が減ってまいりまして、平成27年度よりも20億円減少するという見通しでございます。平成27年度末の起債残高、借金残高は277億5,000万円でございます。これが平成35年度末には、257億6,000万円に減少すると、こういった見通しをございまして、健全性を維持できるというふうに見込んでいるものでございます。

なお、財政調整基金の残高、約20億円という規模につきましては、これは標準財政規模の10%から15%が適当と言われていることを考えますと、標準財政規模170億円弱でございますので、適正規模の範囲というふうに検討したものでございます。以上でございます。

○委員長 それでは、ただいまの説明につきまして質疑を行います。質問、御意見のある方はお願いいたします。

○永井泰仁委員 今回、体育関係の団体やいろいろなところからのヒアリングを行い、結果として体育施設としては大変素晴らしいものになって、当初、それぞれの議会でも要望したところがサブアリーナ、あるいはランニングコース、それから観客席の問題等々指摘したわけですが、おおむね今回のこの5,830平方メートルのB案ですか、これを見るとかなえられているということで、時間はかかりましたけれども、総体としては大変いい形になったのではないかと思います。そこで一番は、あとは財政的な問題でございますけれども、今この建設に伴う、市が最終的に10年間の合計額の負担が、28億円で建設するときに10億500万円、それから38億

円で15億7,700万円ということで、今説明された約5億7,000万円ですね、これがふえることになりませんが、これを市民の皆さんにはどういう方法で説明なり周知をするのか。この辺の考えを説明してください。

○生涯学習スポーツ課長 これにつきましては、特別委員会の折りにも委員の皆さんから御指摘をいただいているところでございます。こういった計画でございますので、基本計画を策定したときにも各競技団体、それから関係者の皆さんには御説明をさせていただきましたし、市民説明会という形で説明会もさせていただきましたので、そんな形での説明会をしていきたいというふうに思っておりますし、広報それからホームページ等でも、その辺のところは説明をしていきたいというふうに思っています。以上です。

○永井泰仁委員 この点についてはですね、市民の皆さんも納得できるような形での説明のいろんな機会を通じてということで、これまた行政の責任としてしっかり考えてほしいと思います。

それからもう1点でございますが、財調の関係が27年度末が38億円、そして35年度末が20億円ということで減少ということで、まあ、何とかある程度の額はキープできるということでございましたけれども、今後、そうすると財源をさらに確保していく面で、個人市民税とか固定資産税、あるいは都市計画税等が出てきますが、これらの税収というか今後の見通しは、どんなふうに考えているか。数字じゃなくても、そのふえていく要素について説明してください。

○財政課長 財政見通しですけれども、その自然収入につきましては、今回の補正予算でも来年度の予算でも出ますけれども、償却資産については、安定財源という固定資産税がここで増額になってきている傾向がございます。ただ、法人市民税については、これ安定財源ではございませんので、これについてはトレンドとしてはやや無難に見込んでいるところでございます。個人市民税につきましては、ある程度の企業所得の増というものが見込まれておりますので、そうは言っても余り過大に計上しないように財政推計をしてきているところでございます。

今後、また償却資産について、そのエプソンの拡張ですとか、設備投資がございますと、また期待できるわけですけれども、この辺についても、かためには財政推計では見込んでございますし、人口推計についても減り幅をできるだけ抑えていくという人口目標を立てておりますけれども、昨年度の1年間の人口移動、塩尻市だけは増加しているという傾向もございますけれども、この辺の人口推計も踏まえながら、財政推計をしているところでございます。

○永井泰仁委員 これからまだまだふえていく可能性があるという話でしたけれども、これに加えて、また市の財産等もできるだけ金にしていくような、不要なものについては早い段階からまた手を打って確実な財源確保をぜひまた努めてほしいということで、これは要望ですが、そんなことでよろしく願いいたします。

○委員長 よろしいですか。ほかにいかがでしょう。

○古畑秀夫委員 建設事業のこのいわゆる建設費用の関係の、追加オプション費用というのがそれぞれ掲載されておりますが、この県産材をということですが、これはどうでも使わなきゃいけないものではないと思うんですが、その辺の考え方、そこのところをお聞きしたいと思います。それから、その下の太陽光とか、非常用電源、マンホールトイレとか、その下の屋外トイレとかっていうのは、体育館を避難所として使うということになれば、これ必要にはなってくると思うんですが、その辺のところはどの程度に考えているのか。

それから熱供給の関係ですが、体育館全体を冷暖房とする計画なのかどうかなどについてお聞きします。

○生涯学習スポーツ課長 オプションの部分についての考え方という御質問ですけども、そこにありますオプションの中で、私どもが区分をすれば、最低限必要な部分のものは避難所でございますので、非常用の発電機、それからマンホールトイレにかかわります雨水利用のろ過装置と、それから屋外トイレ、これは公園の部分に屋外トイレも欲しいという御意見もございますので、それと公園で遊ぶ方に日陰が欲しいという御意見もございますので東屋でございます。それからその下の各種負担金、それから電柱移転補償費、CMの費用等がオプションの中では最低必要になるという部分でございます。

今お話があった県産材の利用につきましては、これはどの程度使うかにもよりますけども、それによって変わってくるということでございますし、太陽光発電でございますとか、今、話のありました熱供給関連、いわゆるFパワープロジェクトの関連費用などについては、それを使わないということであれば、それらにつきましては不要の費用になるという形で考えてございます。以上でございます。

それから、もう1つ冷暖房の関係ですけども、今のところ想定をしているのはアリーナ全体を冷暖房するという形で想定をしております。

○古畑秀夫委員 それから当初の計画の中では、親水公園というような形で計画されていたと思うんですが、今回はそういうふうになっていませんし、あそこは聞いてみると水がえらい、川があるわけではないのでなかなか難しいと思うんですが、その辺の考え方、それからランニングコースを2階へということですかね。1周どのくらいになるのか、1周のメーターですけど、わかっただけでございます。

○生涯学習スポーツ課長 親水公園の考え方でございますが、現在のところこの部分には親水公園の費用としての費用は見込んでございません。

ランニングコースでございますけども、お手元のA案につきましては約240メートルが1周でございます、B案につきましては約200メートルが1周の距離になってございます。

○委員長 いいですか。

○柴田博委員 費用の関係なんですけども、建設費そのもので見ればB案の場合だと約1.1倍。当初のアンケート時点の28億2,000万円に該当する部分については、34億4,000万円が1.22倍。それからオプションまで入れると1.36倍ぐらいになる計算になるんですけど、その辺の数値については、どんなふうにご検討されているわけでしょうか。評価について。

○生涯学習スポーツ課長 事業費の関係の評価ということだと思いますけども、まず(A+B+C)の部分、34億4,000万円、B案ですとそこでございますけども、これにつきましては、せんだっての御意見をいただいたランニングコースが必要ではないかという御意見ですとか、長辺方向の観覧席の部分などをヒアリングをさせていただいて、それらを踏まえてこういった施設であるという望ましい形で、今申しますと、今のB案でいきますと、それを踏まえた形での最善案として御提示をさせていただいたのが、B案の34億円という形でございますので、最低と言いますか、今の時点の最善のものだというふうにご捉えております。

それからオプションにつきましては、当初のアンケート時にはない部分でございますので、この部分につきましては、3億8,000万円という形で見込んでございますけども、この分につきましては今後の考え方にもよりますけども、避難所としての機能をどのように充実させるか等にもよって変わってくるものであるというふうにご捉えております。

○柴田博委員 大体わかりますけども、そうすると、当初28億2,000万円と言っていたやつが34億4,000万円、オプションを入れればもうちょっとふえるわけですけど、これくらいであればアンケート時点で示した数値もあるけれども、市民も納得してくれるのではないかという、そういう考えということです。

○生涯学習スポーツ課長 これは全ての市民の皆さんに納得いただけるかどうかというのは、ちょっとこれはわかりませんが、今、私どもが体育館をつくらうという形で進めておいて、その中でそうは言っても皆さんの意見を聞く中で、一番最善のものをしようとする、この額になるという形で、これは先ほどもお話がありましたようにしっかりと説明責任をさせていただいて、御理解をいただける内容で説明をさせていただきたいというふうに思っています。

○柴田博委員 もう1点、違う問題で、先ほど説明の中に観覧席でランニングコースの部分で移動席という話があったんですけども、これはちょっとイメージしにくいんですけど、具体的にはどういう形になるのですか。

○生涯学習スポーツ課長 これにつきましては、そこに固定席をつくりますとスペース的に使いづらいものになりますもんですから、今のところパイプ椅子程度で2階部分から見えるというような形で、移動席というような形で考えておりますけども、これが今パイプ椅子でいいのか、もうちょっと違うものがあるのかというの、今後の検討になってくると思います。

○柴田博委員 通常はランニングコースとして使うんで、置いとけないわけですから、観覧席として使う場合には、どっかに保管しておいて、その椅子をいちいち出してきて使うという、そういう感じ。

○生涯学習スポーツ課長 観覧席として使うというのは、多分、試合のときだと思います。ですので通常の利用におきましては、当然、そういう移動する椅子等は置いてごさいませんので、試合時にはそこにセットをして見ていただくという形になりますので、そこに移動する椅子等については、どこかに通常は保管をしておくという形になると思います。

○委員長 いいですか。

○村田茂之委員 コストマネジメントについてです。今回、事業費のほうの追加オプション費用というのが加算されました。多分、こういうのですね、読みが甘いと、どんどん、どんどんこの辺がふえてっちゃうってところがあるので、オプションという言い方がどうなのか、ある意味で具体的な機能だと思んですけども、そういったものをより具体化して積み上げていくってことをお願いしたいと思います。

コストマネジメントってということから言ったときに、今回、積算方法とかそういったものにもかかわるわけなんですけれども、一般的にこういったものの概算をやる場合ですね、予備費というか、余裕を必ずどこかで見るはずなんです。その予備費が全部積み上がったら大変な額になってしまうという状況があって、その中身について、一つの項目の中身について、その余裕費というのをどう見ているかっていうマネジメントのやり方と言いますか、それをとっていただきたいと思います。

もう1つ、お願いします。明豊さんのほうを含めて、VEを絡めたコスト積算ということだと思うんですが、具体的な、やったVE活動ってというのは何があるかっていうことを教えてください。

○生涯学習スポーツ課長 今回の中では、やはり建築費の単価が非常に上がっているという形の中でVEという形になると思いますけども、必要な機能をまず整理をさせていただいて、基本計画にあった不要な面積を削減をして、それとともに兼用可能な空間についてはそれを検討、実施をさせていただいたというのが1つ。それにか

かわりまして、当初、基本計画案では6,300平方メートルほどありましたが、今回のB案でいきますと、470平米ほど削減されますので、事業費と換算しますと、1億8,000万円ほど、それで減っているという形になります。

それから、具体的な削減の項目でございますけども、アリーナの長辺方向40メートルあったものを36メートルということで、大スパンになりますと、どうしても構造体上、建築費がかさむという形で御提案いただきましたので、それをできるだけ縮小して36メートルにしたということで構造の計画を合理化したということです。

それから観覧席でございますけども、2階に当初ありました観覧席を1階にもってきました。それによりまして、消防の基準によりましてスプリンクラーの設備の設置の必要がなくなったということでございます。それとともに、1階に観覧席をもってきた関係上、選手の動線の短縮ができたということで、このようなところをCMのほうから御提案をいただいて、VEができたというふうに思っております。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○平間正治委員 ちょっとまた観覧席の話に戻って恐縮なんですけども、長辺方向への要望っていうのがあったわけですね。まとめとしては、設置要望があったということで、ランニングコースと併用するような形を用いるということなんですけども、そもそも1階に観覧席を置くっていう、こういう形っていうのは、余り一般的な体育館の中で見かけないんですね。それぞれのコートに対する臨場感っていうのはあるかもしれませんが、やっぱりある程度スポーツ観戦というのは俯瞰するというのか、鳥瞰するというのか、高いところから少しこう見おろすというのが見やすいはずであって、この1階へのこういう観覧席設置についての御意見というか、意見というものはなかったんでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 意見としては多分なかったと思います。ただ、1階に観覧席をもってきたのは、先ほどのそのスプリンクラーが不要になるという形のものもございまして、2階にどうしても観覧席を、700席でございまして、確保しようとするとな面積が非常に大きくなってしまいうことがございまして、1階のほうに観覧席をおろさせていただいたということでございます。

また、長辺方向の観覧席が前回の提示でできなかったのは、いわゆるバスケットなどのエイドラインの方向に器具庫がどうしてもくるものですから、そういった都合上、そちらのほうには観覧席は設けるのはちょっと難しいという話で、短辺方向だけの観覧席という形で前回提案をさせていただいたものです。

○平間正治委員 話としては、面積の問題とか、そのスプリンクラーが省略できるとかいうのがありますけれども、本来の体育館としての機能と言いますか、スポーツをする場所であることは、あるいはもう一方では観覧して楽しむっていう、そういう趣旨からすれば、そのスプリンクラーとかは2次的な話になることであって、一義的にはやはりどういう形が見やすいのかということだと思えますよね。

8ページを見ても、この図だけで言えば、例えば上のグレーの部分へ観覧席を乗せれば、逆に言えばサイドの部分は省けるわけですし、面積とかそういうところでもクリアできるものが出てくるわけなんです。だから、総合的にやっぱり、これは短期間じゃなくて、長い間使うところですから、私はもっと基本的に帰って、体育館としてのこの本質に沿った考え方のほうが必要じゃないかということで、これは意見として申し上げておきます。

○委員長 ほかにいかがでしょうか。

○村田茂之委員 いろんな方面からで恐縮なんですけども、当初の基本構想だったか、基本何とかのときですね、よ

り多くの市民が、これは当たり前なんですけれども、1つはライフサイクルコストで適正化が図れることっていうのはあったと思うんですね。その維持運用のところのコストということになるのかもしれませんが、光熱費以外も含めて、そのライフサイクルコストの最適化というか、適正化という観点での御配慮はどのようにされてるのか。

○生涯学習スポーツ課長 主だったと言いますか、基本的な施設、例えば空調関係ですとか、そういったものは、現段階からイニシャルを見て、それに対する想定するランニングコスト等も想定をして、基本的に必要であるというものは、今の時点で大きくその中でウェートを占めるようなものって形になると思うんです。

そういうものは今回の中である程度検討していく形をとってますけども、細かい部分につきましては今後の基本設計の中で、それは今、委員がお話のように最終的なライフサイクルコストも見越す中で検討していくものだというふうに捉えています。

○村田茂之委員 難しいんですけどね、ライフサイクルコスト適正化というふうに言っちゃえば簡単なんですけど、実際に5年たちました、10年たちました、20年たちます、だんだんいろんな劣化も出てくるわけですね。改修費を含めてライフサイクルコストと見るかどうかっていうようなこともあるので、その辺が初期の設計段階でどう見込まれているかっていうことが、やっぱり、考えがしっかりしてないと、行き当たりばったりな話になっちゃうんで御検討いただきたいということです。

もう1点だけ。体育館利用を考えたときに、こうイメージしていただきたいんです。大会が行われているっていう場面。これは何となく想定ができる。それで土日。冬場、夏場っていうことはあるかもしれない。平日の朝、昼、晩とかってなったときに、全てのところがフルで稼働してるとは思えないですね。

そのときに機能として、ちょっと具体的なことで言えなくて恐縮なんですけれども、個別に機能を置いていくというよりも、ここここは時間帯を考えたら共有できるねと。わかんないかな。例えば駐車場なんか簡単です。本当にマックスのときはね、マックスを用意するのか。マックスっていうのは多分、大きな大会とかそういったものだと思うんですね。それで、土日はまあお客様はそれなりに来るでしょうと。平日になったら、もう閑散としてるっていう状態ですね。あれはやっぱり設備設計というか、設備をどう持っていくかっていうの、非常にもったいないんですね。

であれば、逆に駐車場の件は解決策が出せないんだけど、いろんな個別のアリーナのほかにもこうついてきますよね。そういったものを、何か共用できるような発想で全体の利用負荷をコントロールできるように考えられないかっていうことなんですね。それによって、全体の設備もかなり、共用化ということで縮小できる可能性があるしっていうことで、ちょっと初めてこういうことを言い出したんであれですけど、そういう観点でも少し見直しをいただければありがたいなと思います。要望です。

○委員長 ほかにいかがでしょう。

○金子勝寿委員 このA案、B案とあって、コスト面の検証で12ページにあるんですけど、いわゆるランニングコストの差、サブアリーナを設けたほうと、B案とそれともA案とのランニングコストの差っていうのは、どんなふうに見ているのか。ちょっと数字が資料にはなかったと思うんですが、もし教えていただければ。

あともう1点いいですかね。いわゆる壁量が、サブアリーナがあるっていうことは多くなってると思うんですが、トータルとして坪単価は変わらずできてると。積算の中で、いわゆる壁がふえてもここは変わらない部分

の理由。まあ、ソフトでそういうふうにCADでどんと入れたら出てくる積算をしたのか、それとも、それぞれある程度ここまで詰めてきっちり数字を出しているのか。ちょっと専門的なことなので、明豊さんに回答してもらっていいので、2点、ランニングコストがどっちが安いのかと、それから、A案、B案で壁量とかふえてるはずなのに、坪単価に大した差異がないことについての理由、根拠の説明、ちょっと素人と思っているので、簡単に答えてもらえばいいです。

○生涯学習スポーツ課長 明豊さんのほうで。

○明豊ファシリティワークス(木内芳夫君) まず、ランニングコストでございますけれども、お手元の資料の12ページ目、A案とB案の比較がございます。その一番下にコストという欄がございますが、この下段に一応ランニングコストの比較をしております。大変、申しわけないんですが、まだ金額までは精査をしておりますけれども、こちらはB案のほうがランニングコストが安いという結果が出ております。

数字を出さずに、それがなぜわかるかというところの御質問があろうと思いますが、基本的にB案のほうは図面を見ていただくとおわかりのように、サブアリーナとメインアリーナというのは分かれております。メインアリーナを、これ空調しますと、これはやはり全体を空調しなきゃいけないと。それに対してB案のほうは、その3分の2の面積の空調で済む。要するにサブアリーナを使わないときは、そこは使わなくて済むわけですね。そういうようなことで、メインアリーナとサブアリーナを分けてるというのが一つ。

それからですね、やはり全体感としまして、そういう傾向としては、部屋を分けたと同時に、空調設備もそれぞれに分けているというところで、それが細かく分かれれば分かれるほど、ランニングコストは安くなるというところがございます。

当然、イニシャルコストのほう若干上がる傾向もございますが、今、その130万円という坪単価には、それも含んでおりますので、この金額内で納まるというふうに考えております。

それからもう1つの御質問が、えー。

○金子勝寿委員 いいです。要は壁がふえたのに、えらい単価が変わってきてないってところです。

○明豊ファシリティワークス(木内芳夫君) なるほど。実は私どもこのA案、B案、かなりこの段階の図面ではございますが、積み上げ方式で試算をしております。したがって、壁のあるなしでそれを追加というよりは、全体感を見て、その金額を出しておるわけなんですけれども、御指摘のように、このアリーナ間の間仕切り壁が追加となったことはコストアップになっております。アリーナを分割することで、実はサブアリーナの面積っていうのは小さいですね。小さくできたということからコスト減になっているところがございます。

それからサブアリーナの器具倉庫を2階建てにしております。A案では、このランニングコストの部分となっているわけなんですけれども、この辺の少し細かいお話をしますと、空間の使い方かなり合理的なプランということになっておまして、結果的にこの坪単価がB案になっても変わらなかったというところがございます。

正確に申し上げますと、130ジャストではございませんで、この内外ではございますけれども、その差におさまったというところがございます。

○委員長 いいですか、ほかに。

○横沢英一委員 以前、私どもは新潟へ体育館を見に行かせてもらったんですが、非常に窓がですね、窓というかガラスの面が多くて、非常に開放的に見えたということなんですが、ただ、私どもの地域は非常に寒冷地な

もんですから、そこら辺が、一番、私は心配だったんですが、この14ページの立面図を見ますと、相当、新潟のあれに比べると少ないなと思ったんですが、そういうようなことも配慮していただいて、ということなんでしょうか、窓の少ないというのは。

○生涯学習スポーツ課長 済みません、明豊さんのほうから、お答えします。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） 御指摘のとおりでございます、新潟は確かにかなり開放的にはなっておりますけれども、壁面とガラス面のこの熱貫流率と言いますか、いわゆる断熱性能ですね、これは大きく違います。したがって、確かにガラス面を多用しますと明るくはなりますが、当然、寒さ対策として、暑さ対策としては、弱みとなっております。したがって、これは想像ですけれども、新潟の体育館は結構ランニングコストが高いのではないかなというふうには考えております。

当然、体育館として必要な機能、真っ暗にするわけではございませんので、そういう意味では、最低限の開口面積に抑えているというところがございます。体育館の利用に関して、さまざまな利用があると思います。

例えばバドミントン、卓球というような競技は、これは全部窓を暗くして閉めてやる競技と聞いておりますし、当然、大会までいかなければ、それは明るいほうがよろしいかと思っておりますけれども、その辺を勘案しております。

あともう1点ですね、これガラス面を多く使ったほうが、やはりどうしてもコストアップになります。と言いますのは、先ほどの断熱性能を十分に持たせなければいけないというところで、壁面よりもコストアップになりますので、このガラス面がふえればふえるほど、先ほど申し上げた坪単価は大きくなるというふうに考えております。以上でございます。

○委員長 いいですか。ほかに。

○西條富雄委員 オプションですからそんな突っ込んで聞くことじゃないけど、参考までに聞かせてください。県産材を使うっていう話ですが、県産材を使うと県から補助が出ると思うんですけど、5,000万円を使った場合どのぐらいの、試算はできてますでしょうか。

○生涯学習スポーツ課長 県産材のほうの補助も、今、ちょっと調べておりますけれども、木造の公共施設の整備事業というのが、県産材の利用の中でありまして、それにつきましては、概要として展示の効果、それからシンボル性の高い公共建築物への補助という形でありますけれども、一定以上の県産材を利用する場合という形がありますが、その部分につきましては、今回の中で、例えば県産材をこれだけ使ったので補助が出て、まあ、見合う金額であるのか、その辺のところは今後の検討課題だと思っております。

○委員長 いいですか、ほかにいかがでしょう。

○村田茂之委員 きょうの確認をすべきところとしては、AとB案ですね。サブアリーナが要るのか要らないのかっていうところを、今、御説明いただきましたけれども、それを大まかに決定しておかないと、先に進めないっていうことになるんじゃないかと思うんですが、そういう意味でのちょっと議論をすべきではないんでしょうかっていうことなんです。

○委員長 今、村田委員のほうからありましたけれども、いわゆる、これ最終的なまとめになりますので、もう少し皆さんから意見を出していただいて、きょうは、今言われたように、これをベースにして進めていくかどうかということを皆さんにお諮りをしたいと思っておりますが、もう少し意見を出していただく中で、集約をさせていただきたいというふうに思っております。

○篠原敏宏委員 このB案、最終的にB案が市の方針ということで、前回、サブアリーナがないのと、ランニングコースがないと、これが解消されたということで、これは一定の評価をやっぱりすべきだなと、私は思います。その上で、ちょっと1点、一番最初に立ち戻って、現体育館がそもそも老朽化はもちろんそうなんですが、利用状況からいって飽和状態にあって、いつも取りにくい、そして使いにくいという、この解消があったということの中で、今回のこれをつくった場合、利用者のその利用率のアップはもちろん必要だと思うんですが、今使っている人たちが、ああ、いいものつくってくれたねと、自分たちが今まで不便に感じてたそこが、どのくらい解消できるかっていう、この観点が必要だと思いますが、この検討はどのような総括をされますか。

○生涯学習スポーツ課長 大変難しい質問であると思いますが、1つにはサブアリーナを今回はプラスアルファで入っているということでございますので、そういった面では、サブアリーナだけを使いたい、例えば大空間のアリーナじゃなくても、サブアリーナだけでも少人数で利用したいという方も、多分いらっしゃる。そういった利用形態の中で、先ほどの大空間とサブアリーナの話になりますけれども、そういった意見もございましたので、そういったところでは利用がしやすくなるのかなというのが1つ。

それからやはりトレーニングルーム等を設けますので、これは今後の運営の中で、トレーニングルームと委員の皆様からいただいたランニングコース等をうまく活用して、この部分について多くの人に体育館を利用していただけるような形が、施設をつくることによって、そういったことが生まれてくるというふうに思っています。

これは運営するときになって、初めてその辺のところは明確になってくると思いますけれども、そんなところが現体育館に比べてはいいのかなというふうに思っています。

○篠原敏宏委員 そういうことだと思います。それでですね、本当にアンケートをとったときの状況、年間利用者数延べ4万人くらいと。これがふえていく、人口が下がっていく中で利用率がふえていくのと、その下に書いてあります平均稼働ベースで99%が使用されて土日、休日の申込みが2.5倍で取れない。これが解消されていくというふうに理解をしていいわけですね、今のお話は。

○生涯学習スポーツ課長 その利用のしづらいというところなんか、完全に解消されるかどうかというのは、これはわかりませんが、そういった方向には行けると思っています。

○委員長 ほかにいかがでしょう。

○西條富雄委員 きょう、そういう方向で行きたいということで、ちょっと確認だけ、もう1個させてください。体育関係者の皆さんと話しますと、サブアリーナをやはり別に欲しいなという話と、ランニングコースはなくてもいいんじゃないかって話を言う方もいらっしゃるのですが、これを見ますとランニングコースを追加したことによって、先ほどの別紙2のA案23億6,600万円ということになります。6,600万円がランニングコースのプラスであるかと。金がたくさんかかるようならランニングコースは外に幾らでもこの辺は走るとこあるからいいよっていう体育関係者もいらっしゃるものですから、ちょっとその方へお話するに、そのランニングコースがなくなった場合は、その差額がどれくらい出るのか教えてください。

○委員長 参考人のほうでわかりますか。

○生涯学習スポーツ課長 前回の23億円に比べて23億6,600万円という形で、6,600万円の差でございますけれども、1つにはアリーナの先ほど言いましたようにオフィシャルスペースを追加しておりますので、長辺方向が6メートルほど伸びているという、面積がふえているのがございますし、ランニングコースも入れて

ありますけども、そのほかのところでは縮小できるものは縮小をしてあります。それでトータルとしては6,600万円の差ということでおさめてあるという形なんです。今、ざっと試算をしていただきますと、ランニングコースを除けば、まあ、9,500万円ということのようです。

○山口恵子委員 ランニングコースについてお聞きします。要望では半々、必要と必要でない、半々ということでありましたけれども、設ける場合には、やはり安全対策が必要だという御意見が出ていまして、実際に使用する場合、大会時はランニングコースは使用しないということになってはいますが、年間通して、ランニングコースが使える日は、ほとんど平日になるのかどうか、その辺、ちょっと予想を、推測でよろしいんですがお聞きしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 週末に関しては、半分以上が大会等が入るのが今の現状のようですので、新しい体育館があれば当然そういった大会も中信地区の地の利を生かして大会って話にもなってくる。それもちょっとふえるのかというふうに思います。

○山口恵子委員 競技スポーツをしない市民にとって、健康づくりの場という意味合いもあって、この体育館建設をしているわけで、そうしますと、そのランニングコースを期待している市民の皆さんにとっては、やはり利用が制限されて、ほとんど平日というふうに捉えたほうがいいのかということでもよろしいですか。

○生涯学習スポーツ課長 それは実際に、ちょっとなってみないとわからないと思いますけども、ちょっとほかのところのランニングコースのあるところで、ちょっと雪深いようなところの話を聞きますと、やっぱり冬は雪があって、外でランニングができないというようなことで、ランニングコースの非常に利用率が高いというお話も聞いております。

ただ反面、そういった環境にないところには、余りランニングコースは利用されてないという現状もあるようです。

○委員長 いいですか。ただ、ランニングコースにつきましては、前回の委員会において、大勢の委員から必要だという意見が出され、とりわけ反対意見もなかったわけでありますので、これについては担当課のほうで検討をしていただいたという経過があることは、委員の皆さん、御承知おきをいただきたいと思います。

○村田茂之委員 そういう意味で、今回のアンケートが体協の関係の方なんです。

○委員長 そうです。

○村田茂之委員 やっぱり、一般の市民というところが、そこまで、どこまで代表していただけてるのかっていうのは、ちょっとよくわからないっていうところがあります。それに関連して、何だっけ秋葉区でしたっけ、行きましたね。あのときにトレーニングルーム、いわゆるこう、バーベルとか何かやってらっしゃる方と、何て言うんですか、あのガラス張りで、スタジオみたいなところで何やってる、ダンスみたいな、ああいうところの利用っていうのが、今後運営がどうなるかわかりませんが、指定管理者制度とかになったときに、ああいう施設があることっていうのが1つの要件になっていくんじゃないかと思うんですが、このきょうの図の段階では、トレーニングルームって書いてありますね。これはまさにウエートトレーニングとかそういうことなんですか。いわゆるスタジオ的なものはないんでしょうか。ということですね。

○生涯学習スポーツ課長 この中のつくり込みはまだまだこれからだと思いますが、今のところはトレーニングルームですので、そこに運動機器をある程度入れてトレーニングする場所になりますし、今のスタジオ的なとこ

ろは、この多目的室がございますけども、そういったところをそういった形で、いろんな形で利用できるスペースとして使いたいと思っております。

○委員長 よろしいですね。ほかにいかがでしょうか。

○牧野直樹委員 私の中で、私の気持ちの中では、28億円っていうのが上限であって、それでアンケートをとって若干建てるのに上回ったという、そういう理解はしています。

それで、これから行われようとする、この三十数億円について、市の覚悟を聞かせてくれない。それで全市民に対して説明ができて、建設まで行けるのかどうか。どうしても建てるっていうその覚悟があれば、私も地元へ帰って話もします。市があやふやじゃ困るね。だからその覚悟をお聞かせください。

○副市長 非常に長い時間かけてですね、市民の皆さんと御意見をお聞きしながら、議会の皆さんとの議論を重ねさせていただいて、およそ当初からすれば10年近くかけて新体育会の必要性から始まりまして、どういうことがその機能として求められるか、あるいは財政、財源。財政に与える影響はどうかということで、非常に長い時間検討してきた、検討していただいた結果でございます。

最初に28億円という数字を出して、市民の皆さんの御意思を伺ったわけでございます。これにつきましては28億円という条件をつけていながらですね、若干ではありますけども、新しい体育館が欲しい、新しい体育館を建てるべきということが上回ったわけでございまして、そういうことをもって、私どもとしましては、新しい体育館に踏み切るという覚悟を、その時点で決めております。

今、状況が変わりまして、こういう社会的な情勢になる中で、事業費が一般財源で約5億円、事業費で10億円上回ってしまうという情勢の中で、これは市民の皆さんに先ほど申し上げましたとおり、きちんと説明をなくちゃいかんというふうに思っておりますし、御理解も賜らなければいかんというふうに思っておりますが、ここで改めてまた市民の皆様の意思を問うということは、今のところ考えておりません。

市は、この事業費の規模をこれからCMの皆さんの力や、あるいは基本設計、あるいは施工者の皆さんの力を借りながら、できるだけ削減をしつつ、しかもいいものを、期待に沿えられるようなものをつくっていくという努力は、やはり求められるのではなからうかというふうに思っております。

私どもは、この体育館を進めていくということで意思をもって議会にお諮りをしてまいりたいというふうに考えておりますので、どうぞよろしくお願いをいたします。

○牧野直樹委員 わかりました。頑張ってください。

それと1つ、ランニングコースの件なんだけど、前回の話、そんな話だったかなと思うんだけど、もしそこに1億円かけるんだったら、お金払ってまで、体育館に行ってランニングする人が塩尻市にいるかどうか、ね、その辺をよく考えていただいて、この1億円は使ってもどうかとは思いますが。

それと、議会、以前の本会議でも平間委員もおっしゃいましたし、いろんな関係でこの建物が塩尻市のシンボルとなり得るかどうかという、そういうことも踏まえて、今このイメージ図を見たときに、ただ貸倉庫かなという、そんな感じ。だから、もう少しお金をかけてもいいんで、そしたら、もっと何とかしない。だって、いろんなことで、もしその辺の自信があって覚悟を決めたなら、何かもうちょっと違うイメージも出てくるんじゃないかなと思うんですよ、せっかく建てるんだってね。市政何十周年、これから若い皆さんの希望のあふれる塩尻市にするには、もうちょっと何とかする方法もあると思う。

だから内容をよく精査をして、外形は派手にすればいいじゃんね、と思います、私は。

○副市長 その辺、先ほども申し上げましたとおりですね、やっぱり機能的なそのものを充足をしているということが、まず、最低限求められることだというふうに思います。その上に立って、どういうシンボリックなものを、これは本当に基本設計の段階で、やはり相当議論をしていただかなきゃいけないですし、市民の皆さんの御意見も、今、体育関係者の意見を聞いて機能面をやっぱり詰めて、これはいかなきゃいかんと思います。その道のプロですから。

今度は体育館を、本当に我々の今計画している体育館は大勢の人に使ってもらって、やっぱりそれなりの機能と言いますか、その目的が達成されるというふうに私は思っておりますので、今度基本設計の段階では、相当、その議論をしていただいたり、いろんな意味で御意見をいただいたり、全部が満足できなくてはいけませんけれども、この範囲の中で、これは財政との相談もございますから、どんどんその税収が上がって、財政が余裕が持てる時代では、御承知のとおりなくなってきておりますので、一定のキャップをはめさせていただいて、その中で、できるだけ努力をしていくっていうのが、私どもの今のところの考え方でございますので、お願いをしたいと思います。

○委員長 いいですね、牧野委員。

○村田茂之委員 今のシンボリックなところ、外観上のシンボリック性っていうのはあるんですけど、それはぜひ期待したいなと思うんですが。大会主催者とか、あそこへ行って塩尻の新体育館を使ってみようというときに、やっぱり通常のマーケティングと同じような発想が出てくるんですね。

例えば規模的にどうなんでしょう、松本市体育館とか、今度の安曇野市の新しい体育館とか、そういう中で、フルにこうできないけれども、塩尻ってここなんだねっていうようなところが、やっぱり加味して、今後、数十年利用していくっていうことであれば、それをぜひ加味すべきだというふうに思います。

それで、この辺疎くてわからないんですけど、今回のアリーナの設計については、今までのスポーツ中心じゃないですか、バレーとかバスケットとか。何かこう、よくわかりませんが、オリンピックを見てもですね、いろんな新しい競技が出てきてるわけですね。今後、どのようなスポーツが盛んになるかっていうようなことも少し考慮に入れてく、全ては読めないと思いますけどね。ほかの体育館ではできないけど、塩尻の新しい体育館ではこんなことができるんだっていうような、何かそういうような発想も持っていただきたい。

予算の話になると、だんだんその構想が削られて、何か寂しいものになってくことはあるんですけども、お金を使うのであれば、平間さんがよく言う、安かろう悪かろうではなくてっていうこともあるんですが、それをさらに将来、今後どんなスポーツが出てきてっていうようなことも、考えられればぜひ盛り込んでいただきたいということで、要望とさせていただきます。

○副市長 私どもこれから実施をしていくに当たって、やはり、ソフトをどうやって積み上げていくかっていうことが一番大事ではなからうかというふうに思っております。

ここに体育館があることの強みというのは、やっぱり松本歯科大があるということだと思いますし、健康と医療とイベントと言いますか、健康と医療との結びつきというのをきちんと、これからはその必要性が求められていくというふうに思っておりますので、歯科大の医療部分、あるいは運動機能の部分、運動生理学の部分というものを、どうやって連携をしていくのかっていうことも含めて、非常に大事な場所になりますし、そういう優位

性を、私は持っているのではないかなあというふうに思っておりますので、その辺も含めて、管理の面で相当、こうきちんと詰めていったり、あるいはどういう運営の仕方、イベントの構成をしていくかによって、この体育館の利用価値が上がってくるものだというふうに思っておりますので、その辺をこれからしっかり詰めさせていただきたいというふうに思っております。

○篠原敏宏委員 総事業費ベースで10億円、実質負担で6億円ぐらいがふえるっていう。これは市民の皆さんに説明をいただく、そのことは先ほどの覚悟の話との兼ね合いもありますので、そういうことかと思えます。

そのときに、今、市がやってるファシリティマネジメント、公共施設の、特にこれはもう明らかに縮小計画でありますども、これを早めたり、要はこれの財源対策として、今使っている施設やらそういうものを閉じていく作業を、この理由にはぜひしていただきたくないっていうか、してはならないと。これは足かせではないですが、市民の目線から見て、特に都市計画区域外に住んでいる皆さん、コンパクトシティっていう言葉、この大義名分をもって、全てこういうコスト高も逆にそういう生活が縮まっていく、特に福祉施設なんかはもう縮められる計画が、今、もう具体化しているわけでありまして、こういうことが、この今のふえた財源の理由になってく。ですから皆さん、早く縮めてくださいって、これはね、トータル市民益からすると論理矛盾だと私は思いますので、ぜひその理由にはしないということだけは、ひがみみたいですが、福祉をぜひ心に置いていただきたいと思う、いかがですか。

○副市長 ファシリティマネジメントの基本は、要らないものと言や変ですけども、必要性の薄いものについて整理をしていくということだと、私は思っております。

それについて、利用価値の高いもの、あるいは住民の皆さんが非常にこう何と言いますか、使っていただいているものを、あえてその時点で整理をしていくっていう考え方は持っておりません。基本的には住民の皆さんとしっかり話をしながら、整理すべきものは整理するというところでございます。ただ、住民の皆さんが、私のまちにはこれがあって、向こうのまちにはこれがあるから、私のまちにもこれがあるべきだというような考え方で、従前どおりの、何と言いますか、いわゆる公共施設を獲得していくと、あるいは保持をしていくというようなことだけは、ぜひ、お控えをいただいて、本当に必要なものは、私どもは必要なものとしてきちっと残していく。そのかわり、必要でないというふうにある程度判断されるものについては、できるだけ速やかに撤去をしていくというふうな方針が正しい方向ではないかなというふうに思っておりますので、よろしく願います。

○篠原敏宏委員 私の考え方は、今言われることで一緒でして、ですから今回コストアップになった部分を理由に、縮める速度を早める、あるいは、今便利に使っているものをなくす、そういう理由にはしてほしくない、これと連動してほしくないということを、私は今、言いたかったんで、その意味はおわかりいただけると思いますが、それだけ一言言わせていただきたい。

○委員長 あんまり、それ以上言うのと、やぶつついて蛇出すからやめといたほうがいい。ほかに。

○古畑秀夫委員 当初の28億円というアンケートから10億円近く、全体トータルでいくとふえてしまうわけで、これはいろいろ見ていくとやむを得ないというのは感じるわけですので、これどういうふうに市民の皆さんに説明してくかっていうことで、我々もきょう、ある程度の方向性を決めることになると、市民に説明していかなければならないわけですが、

今までマスコミでも、少し単価が上がって、当初予定よりかなり上がるみたいな報道がされたわけですが、そ

ういったことに対して、市に何らかの意見が来ていたかどうか、お伺いします。

○生涯学習スポーツ課長 多分、前回の特別委員会でお示した額が33億何ぼってというのがありまして、その後につきましては、特に市民の皆さんから事業費に関する御意見だとかはございませんでした。

○古畑秀夫委員 それで、まだこれ以上上がるじゃないかっていうような心配もないわけではありませんけれども、我々CMを入れて、専門家にやっていただくことによってコストが抑えられると。まあ、ゼネコンの言いなりにならなんで、コストを適正に抑えることができるんだというようなことで、CM導入に対して了解してきたわけですけども。

これ以上、コストが上がらないのか、それ以下にこのCMが、これ概算ですので、まだ今ははっきりは言えないかもしれませんが、コストっていうのはこれ以上上がるってことはないのか、それともまあ、これ以上、CMが今後の中で、コストを下げっていくことになっていくというふうな理解の仕方でもいいのか、お伺いしたいと思います。

○生涯学習スポーツ課長 一番御心配なところだと思っております。おっしゃるように、今回のものはあくまでも概算ですので、精緻な実施設計のものではないので、はっきり申し上げますと振れ幅がある段階だと思っております。ただし、先ほどお話ししたように、オプション以外の部分は、ある程度、標準なものですけども積み上げをしていたいておりますので、概算とはいえ、それは金額的には精度の高いものかなというふうに、今、思っております。

ただ、これからの中で、今、委員さん方からも御意見をいただいたように、内容をもう一回見直すこと、これは要らないものはやめて、もっといいものは入れるべきという意見もございますので、そんなところも含めて検討する中で、CMを入れた効果、これから基本設計、それからその後の施工の部分についても、VE提案をいただく中で業者選定をしてコストのほうを下げっていくっていうのは、当然のことながら私どもの、それがやらなければいけないことだと思っておりますので、事業費については、そういう対応を取らせていただきたいというふうに思っております。

○委員長 いいですか。ほかにいかがでしょうか。

○小澤彰一委員 基本的に多様な要望が盛り込まれて、私は基本的には、このB案は大変賛成の立場で発言したいと思うんですけど。

基本的には、利用する団体ではなくて、個人の要望がきちっと反映されていると。スカイパークというような方向から松本市は塩尻との境目のところにありますけれど、あの利用率なんかを見ても、やはり前回に各委員から発言があったように、このランニングコースというの、大変価値が高いし、それから健康増進にも役に立つと思いますので、きちんとやっぱり安全策を講ずる中で、ぜひ実現をさせてもらいたいという要望があったんですが、この中に盛り込んでいただいたということだと思います。

それから約1割近くのアップにつきましても、この範囲だったら、さまざまな諸条件から住民の皆さん、市民の皆さんに説明できる範囲ではないかなと思います。

ただ、要望があるんですけども、これから原価、コストを出していただくときに、確かにどういう部材を使えば安くつくかっていうことはデータになりますけれども、コンストラクションマネジャーの方のおっしゃったように、これから改修、補修、それから廃止する際、50年後、100年後にこれを廃止する際に、解体についての費用まで含めて、どれだけコストが安くなるのかっていうことまで見込んで、きちんとしたものを出していた

だきたいなと思います。

ですから、たとえ今高いとしても、それをどのような方法でやれば、今後改修のときに安くつくのかということも含めて、ぜひ出していただきたいなと。そうしないと市民の方々にやっぱり説明しにくいんだらうかなというふうに思います。要望です。

○委員長 ほかにいかがですか。

○中村努委員 まず、28億円と38億円になったということの事項評価として、資材の高騰等については、そのとおりなんですけれども、これを見てみますと、その外構整備費ですか用地補償費、あるいは追加のオプション費用というものが、大変多くふえているわけで、要は今まで言われてなかったですけども、そういったものを見込まないまま28億円という数字を出してしまったということは、これは反省しなきゃいけないことだと思います。

それが1つで、当然、当初から見込んでいなかったものが市民に提示できなかったというような気がしております。その辺、しっかり説明をしていただきたいと思います。

それからあと、これから私も市民が広く一般的に使うにはB案のほうがいいでしょうと。大会重視だとA案ということになるんですが、そういう意味から言うと、B案がいいんじゃないかなという感触を持っておりますけれども、これから設計者を選定していくわけなんですけども、今度、設計者が実際に設計するもので、私たちはどうしてもこの見取り図をイメージしてるんですけども、設計者が新たに設計し直したときに、この見取り図みたいなものが大きく変わる可能性っていうのはあるわけですか。

○生涯学習スポーツ課長 この後の入札契約方式のところでも、その辺の契約方式のことをお話をさせていただきますが、基本的に基本設計を出すときに、私どものここにある程度イメージをして、イメージ図としたものをどの程度基本設計者に対して何を要求するのかっていうところを、項目立てをしてプロポーザル等を受けるという形になります。

その中で私どもが市民の意見としては、ランニングコースが必要だね、サブアリーナが必要だねっていうのは最低の条件として、その中で、よりいいものを考えてくださいっていうふうに基本設計でやるのか、またはもう少しちょっと細かいところまで条件をつけてやるのかっていうのはですね、そのときの条件設定になりますので、私どもとしては前者のほうの、ある程度こういった形の意見のところは押さえておいていただいて、よりよいものを提案していただきたいというような形で、基本設計には出していきたいというふうに思っています。

○委員長 いいですね。ほかよろしいですか。

それでは、私のほうから確認をさせていただきたいと思いますが、まず、副市長にお伺いいたしますが、概算事業費として出されました38億円余については、これを上限とするということではよろしいですか。そういったお考えでしょうか。

○副市長 先ほど申し上げましたとおり、これから基本設計に入ってまいります。物価のスライドと言いますか、上昇というようなことの、その不確実性。本来ならば1%、あるいは2%ぐらいの予備費を賜りたいところでございけれども、そうは言っても財政計画との整合もございしますので、今、この38億円という数字を基準にさせていただきたいというふうに思っております。

決して、上限というふうになりますとですね、これどこまでいったら上限かっていう、やらないのか、やるの

かっていう議論をもう一回しなくちゃいかんもんですから、その辺の振れ方については、多少許容範囲を与えていただいて、もちろん議会等、その際にはきちんと御相談を申し上げたいと存じます。

ただ意思としまして、この38億円何がしということについては、できるだけ上限として守っていききたいというふうに考えております。

○委員長 それから木内参考人にお伺いをしたいと思います、この計画についてこれから3月21日に最終的なものが出されます。その後、基本設計に入っていくわけですがけれども、今の単価ですね、こういったものが実勢価格の積み上げという説明を我々は受けてますが、これからいわゆる縮小、削減ですね、どの程度絞っていくか、そういったものについては、今後、可能性としては、どのくらいの可能性がございますか。いわゆる、現在、このきょう示されました案がございますが、これについて、これ以上、いわゆるアップするのか、それとも下げることが可能なかどうか。それはCMを入れた中で、私どもからしますと、やはり少しでも下げたいというのが希望でございますので、その辺についてのお考えをお聞かせいただければと思います。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） 今後、私どもがCMとして基本設計、実施設計、施工段階でかわらせていただいたとしますと、先ほど、お話がありましたVE、バリュー・エンジニアリングという手法を使いまして、今の金額以下に抑えるというところを目指していきたくて考えております。

具体的に言いますと、構造ですね。基礎の構造、屋根の構造、今回、体育館ですので非常にそこがインパクトが大きい。そういうものが調整の1つの切り口になると考えております。

あと、もう少し細かいお話をしますと、設備方式ですね。空調、それから衛生関係、こちらのほうもやはり基本設計を詰める中で、このVE効果が発揮できるものがございますので、そういう視点でのコストマネジメントをさせていただきたいと思います。

先ほど御指摘があった、外装に関しては、もう少し、よいものというお話もございましたけれども、私どもとしましては、どこかをプラスにするのであれば、どこかをマイナスにする御提案をしながら、その上限を守るべく進めていきたいと思っておりますので、基準と言いますか、目標ではございますけれども、この金額を上回らないようにというのがございます。

ただし、それが何パーセントだったのかというところは、ちょっと今、お答えができないというところがございますので、申しわけございません。よろしいでしょうか。

○委員長 はい、わかりました。

それでは、お諮りをいたします。ただいま、それぞれ議論をいただきました施設計画、それから概算事業費については、これを基準として前に進めていくということで御了承いただけますか。

〔「なし」の声あり〕

○委員長 それでは、そういうことで進めていくようお願いをいたします。

この際、10分間休憩いたします。

午後3時39分 休憩

午後3時45分 再開

○委員長 休憩を解いて再開をいたします。

次に進みます。入札契約方式の検討結果について説明を求めます。

○生涯学習スポーツ課長 それでは引き続きまして別紙3をごらんいただきたいと思います。座らせて説明をさせていただきます。別紙3をお開きいただきますと、2ページになります。右下にページがございます。2ページになります。入札契約方式には、この記載のような種類がございます。その中で現段階では①の赤枠でございますけれども、契約方式を決定する必要があります。それは、この契約方式によりまして基本設計業務の内容、それから成果品に違いが出てくるということで、今後の基本設計者選定段階でそれを示す必要があるということでございます。

次のページでございますけれども、その契約方式を決定するために記載のような手順で検討をしております。まずは私ども発注者側にとってよりよい方式を検討をして、それがその次に受注者側にとってはどうかという確認を行い、最終的に方式を選定をさせていただいております。

次のページをごらんいただきたいと思います。まず公共工事の事例調査を実施いたしました。その結果、ここに記載にあります3つの方式で進めている事例が多いことがわかりました。そのため、この3つの方式について比較検証を行いました。これは3つの方式の進め方の違いを模式化したものでございます。コストと工期の確定時期ということで赤い、太い点線がございますが、それがそれぞれの方式の確定時期になっています。①は設計・施工分離方式でございます、いわゆる従来型の方式でございます。②はE C I方式。従来型に近いものですが、そこをごらんいただきますと、設計者の、グリーンの部分になりますけれども、設計者が基本設計をして、実施設計をして、そのところに今、ダイダイ色といいますか、その設計技術支援という形で施工者が技術支援をすると。それでは施工の段階で工事契約をするというのがE C I方式になってまいります。③につきましては、実施設計をゼネコンが行うもので、設計施工一括のものになります。

次のページでございますけれども、その3つの案を比較を行うに当たりまして、まず本事業で持つ課題を整理をしました。1つには、そこにありますようにスケジュールの制約ということでございます。本事業につきましては合併特例債の取得が絶対条件でありますので、スケジュールの遅延ができないという形で、入札契約方式への要求事項といたしましては、竣工期限の厳守、遅延のリスクの最小化、それから設計段階での施工性の検証、工事計画の検討が必要になるというまとめでございます。それから次に財政上の制約でございますけれども、合併特例債で取得できる額が予算のベースとなりますので、事業費が後々超過するようなことがあってはなりませんので、そういったことで事業費の抑制への寄与、早期の事業費の確定という形が必要になってくるということだと思います。その下でございますけれども、本市における重要課題は以下の2点という形で、合併特例事業債の取得を必須とする事業スケジュールの遵守、それから取得額をベースとする予算・事業費の早期確定。その下の矢印引きますけれども、それにおきまして本事業のリスク要因としては、不落不調が起ることによって竣工期限に間に合わない、それから設計段階での施工計画の検討不足による工期の遅延リスク。次の本事業の要求事項でございますけれども、施工者の技術提案を取り入れて、先ほどもお話しさせていただきましたが、V Eによるコストの削減を実施するということだと思います。

次のページをごらんいただきたいと思います。その重要課題のスケジュールについて、契約方式により差が生じますので、比較したのがこちらになります。それぞれ施工者が確定した段階で、いわゆるその紫色の部分になりますけれども、施工者が確定した段階でコストと工期が確定をされます。その時期に、今の点線で示したような

差があるというのがわかっていただけたと思います。そこをごらんいただきますとデザインビルド方式が最も早くコストと工期の確定ができるということがよくわかると思います。それから、本事業の間に消費税の増税という予定がございます。平成31年度の10月から消費税の増税予定になっております。そこに緑のラインがございますけれども、その6カ月前、これが前回の消費税の増税のときの経過措置として6カ月というものを設けておまして一番下段にありますように、その6カ月の経過措置のそれ以前に契約したものは旧の消費税、6カ月の間それ以降に契約したものは増税後の消費税扱いということでなっておりますので、消費税に関してもデザインビルド方式のみが増税前に発注できる方式であるということがこちらのスケジュール表で確認ができると思います。

次のページですけれども、以上の内容を踏まえ発注者側での比較検証を行ったものがそちらの表になります。よいと思われる内容を青字、それから悪いと思われる内容を赤字でお示しをしております。本事業の重要課題に対するリスクの回避、それから消費税増税に関するコストのメリットの考慮をしますと、デザインビルド方式が発注側としてはやはり適しているという判断でございます。

次のページをごらんいただきたいと思います。一次評価が発注者側の評価になりますけれども、本事業にはデザインビルド方式が望ましいという結果になりました。ただ、それがいわゆる受注者側にとってはどうかというところで捉えるのが必要でございますので、そのためにサウンディング型の市場調査というのを実施をしました。その結果を踏まえまして、デザインビルド方式の二次評価を実施をすることにいたしました。アンケートの対象者でございますけれども、設計者につきましては県内、県外。施工者につきましては市内。市内は建築一式、電気、機械、水道、土木それから市外の総合建設業の皆さんにアンケートを実施をさせていただきました。

次のページでございます。アンケート結果の概要になります。事業者ごとの傾向という形でございますけれども、県内の設計事務所に関しましては、設計施工の分離方式が望ましいという意見が多かったですが、県外の設計事務所につきましては、デザインビルド方式でも参加が可能という回答でございました。設計者としては当然のことですが、実施設計まで実施できる進め方が望ましいというのは当初から想定された回答内容でございました。市内の施工者でございますけれども、設計施工の分離方式で元請けの受注を要望する意見が多かったですが、実際には、施工実績という面では入札参加自体は少々厳しいのかなというふうに考えられます。市外の施工者でございますけれども、どの方式でも参加が望めるという回答内容でしたが、デザインビルド方式に対する好意的な意見が多かったということです。デザインビルド方式に対する意見としましては、県外設計事務所、市内施工者とも対応が可能で、施工者の技術力を設計に取り入れることが有効であるという意見は設計者側からも出てございます。一部、市外施工者側からは、設計の実績がないということで否定的な意見もございましたけれども、設計実績の評価方法の検討によりましてこれは解消できるものというふうに考えております。また基本設計図書での入札となる場合、数量を拾える程度の基本設計の精度が必要であるという要望がございました。これらの結果から下にありますように、デザインビルド方式を採用した場合も、入札参加者の確保は可能であるということが判断できます。

次のページをごらんいただきたいと思います。先ほどのサウンディング型市場調査の結果の考察になります。調査結果は一次評価で選定していたデザインビルド方式を否定する内容はなかったものです。それから入札参加者の確保が可能であることが確認できたため、デザインビルド方式にて本事業を進める方針としたいと思っております。

す。また参加意欲の高い市内の企業の参加機会の向上につきましては、価格だけではなく、地域の貢献方策等をあわせて評価する入札方式を今後検討いたします。また基本設計図書での工事発注、契約となるため、基本設計者の設計能力、それから作図能力を確保する必要があります。そのため基本設計者の選定におきましては、設計者の能力を重視するプロポーザル方式を採用する必要があります。

次のページでございますけれども、市場調査の結果、デザインビルド方式に採用した場合も入札参加者の確保が可能であると判断できたため、デザインビルド方式が本事業に適していると判断をさせていただいております。

次のページをごらんいただきたいと思います。デザインビルドの公共工事の主な採用事例が記載のとおりでございます。このように公共工事でも非常に多く採用されている方式でございます。また導入の効果、それから課題と対策についてでございますけれども、2)の導入の効果のその部分ですが、導入の効果、基本設計完了段階でコストとスケジュールが確定するという点で、これは合併特例事業債の取得を遵守するためということになります。それから設計施工一元化によりまして、施工者の技術、ノウハウを反映した設計が可能になる。それから設計段階から施工準備が可能になり、長納期品、いわゆる製作期間が長いことなどによって納品までの時間が要するものになりますけれども、そういったものの発注ですとか労務の確保を先行して行うことができるということが効果としてあると思います。ただ、課題としてはその下にありますように、設計者と施工者が同一でコスト、品質に対するチェック機能を確保する必要があるということがあると思います。その対策といたしましては、専門的な知識を補強するCMの採用ですとか、施工者以外による工事監理業務の実施になると思います。横の右の事例のところでございますが、上の1)の①から⑤まで事例でございますけれども、その事例の事業で今回の対策をとったような事業ということでそれぞれ番号を示してあります。したがって、事例①の千曲市の場合ですと、課題に対する対策として、ここに羅列してあるものは全て対応可能という形で対応してあるというふうにごらんいただければと思います。

次の欄の参加候補者が限定されることによってコストアップになる可能性があるのではないかとということでございますけれども、設計事務所と施工会社のJVの参加を可能とすることで、県内施工会社の参加意欲の向上を図る。それから事業者選定の評価項目にVE提案、それからVEの金額を加えまして、合理的なコストダウンを図る。それから課題で市内事業の本事業への参画という形で支障になるのではないかとということですが、対策としては市内企業への発注金額を選定時の評価の対象とする。それから参加資格要件の緩和などが対策としてとられているという事例でございます。課題に対する対策につきましては、これら本事業においてもこれが適用できるものということで認識をしておりますので、具体的にどのようにこの事業に取り入れるかは今後の検討とさせていただきたいというふうにごらんいただいております。

次のページになりますけれども、こちらはデザインビルド方式を採用した際の地域貢献方策についてまとめたものでございます。デザインビルドの事業者選定は、金額だけではなく技術提案を含めた総合的な評価を実施することが多いですが、その評価項目の中に地域経済への貢献を加える事例になります。工事発注や材料発注での貢献、それからJVの組成などの連携による貢献等の事例がございます。

次の2)でございますけれども、参加者の構成についての主な事例になります。それぞれどのような企業体での参加が期待されるかが異なりますけれども、受注者側での考え方もあることから、ある程度幅を持たせた募集を行って、受注者側で判断をして企業体を構成させる事例が多いということがわかってくると思います。これらの方

策につきましても、本事業に適したものであるということで今後、検討してまいりたいというふうに思います。

次のページ以降につきましては、参考という形で、設計者へのアンケート結果という形でまとめさせていただいてあるものをそこに2ページ、表にさせていただいております。したがって、私どもにつきましては、基本設計につきましてはプロポーザル方式を採用をして、その後の入札方式につきましては設計施工の一括のデザインビルド方式を進めたいということでもとめたものでございます。よろしくお願いいたします。

○委員長 ただいまの説明について質疑を行います。質問、意見のある方はお願いいたします。

○村田茂之委員 本当に表面上の話だけなんですけど、サウンディング型市場調査、ちょっと初めて私は聞いたんですが、ちょっとこれのいいところ、悪いところっていいですか。なぜこれを採用されたかっていうのを、ちょっと。

○生涯学習スポーツ課長 これもCMの方からの提案をいただいたものでございますけども、発注者側での望ましい入札契約方式もございますけども、設計者それから施工者が参加をいただいて、競争の中で受注をしていただくという形が必要になってくると思います。そんな中で、設計者、施工者の皆さんに対して、こういった入札契約方式はどうでしょうかと、受注者側として望ましい方式はどうでしょうかと、それから、その中でも基本設計や実施設計に要する期間、それから工事に関する期間はこういうふうに想定してございますけどもどうでしょうかというようにことをですね、受注者側の皆さんにアンケートを取ったのがサウンディング型の調査でございます。そういった調査の中で、それぞれ皆さんの今回の私どもが予定している体育館事業への参加意欲が入札方式によってもあるということが確認できましたし、一つにはこういったことを塩尻市が今、事業を進めているということですね、そういった関係者の皆さんに知らせることができたということは、逆に私どもにとってはいい機会であったのかなというふうに思っています。そんな内容で、サウンディング調査というものをさせていただきました。

○村田茂之委員 あともう1点だけ基本的なあれですが、4ページです。デザインビルドとかECIとか概念図が書いてあって、これを理解することが重要だと思っているんですけど、デザインビルドのほうのですね、基本設計で緑で書いてございます。実施設計の段階でこの基本設計をやったところですね、どうしても設計仕様なり設計意図っていうのをきちっと伝承することはすごく重要なことだと思うんです。ここが空白になっている理由は何があるんですか。

○生涯学習スポーツ課長 一番上の設計施工分離をごらんいただきますとわかりますけども、設計者が薄い緑ですけども、基本設計をして、従来ですと基本設計をして実施設計をして工事監理というのが一般的で今までの従来方式ですが、一番下のデザインビルドは、基本設計は設計者がしますけども、実施設計については設計施工一括ですので、いわゆるこれは参加をどうするかということもございますけども、例えばゼネコンが実施設計をして施工するという形になりますので、実施設計の設計者がする実施設計はそこにはないという形で空白になっているということです。

○村田茂之委員 そういう意味で、いわゆる主体とですね、監査というのか、チェックというのか、そういう意味での基本設計者が入ることはないんでしょうか。全く実施設計を任せちゃうっていうことになっちゃうんですが。任せちゃうって言や変ですけど。

○生涯学習スポーツ課長 明豊さんのほうからお答えをします。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） まだまだですね、この基本設計デザインビルドという方式は、それほど公共工事においては採用例は多くはございません。今、御指摘のあったようなですね、基本設計者の関与の方式に関しましてはいろいろございまして、私どもが今やらせていただいている市原市の防災庁舎、これは一切関与いたしません。もう1つ、今Jヴィレッジのサッカーのナショナルトレーニングセンターというのがございますけども、この場合はですね、基本設計者が基本設計意図伝達業務というのを受けております。したがって、そこで今御心配の部分は受け継ぐというスタイルをとっております、そちらのほうがどちらかと言うといい方式なのかなと思いますが、その市原市に関しましてはその部分の補完をですね、私どもCM会社が多少させていただいているというところがございます。よろしいでしょうか。

○村田茂之委員 そういう意味では、例えば基本設計の品質ですね、どこまで記述されているのかという話と、それから設計の上がった段階でのチェックを誰がやるのか、工事が終わった後誰がやるのか、この辺が全て連鎖されてなきゃいけないはずなので、そういう意味で今、市原市の事例っていうのがありましたけど、なんかわかるような気がいたしました。ありがとうございました。

○平間正治委員 ちょっと確認をさせていただきたいんですが、DB方式、デザインビルド方式でやるっていうことの中で、今基本設計へのかかわりをお聞きしましたけれども、そうすると基本的にですね、さっきからお話全体的に聞いていても、市内業者がかかわりを持てるのは、工事のほうでいえば下請けに入るかJVを組むかみたいところになってくると思うんですけども、4ページの一番下のDVのところでは実施設計はゼネコンがやる。ゼネコンがやるんですけども、そのところへ市内の業者が設計部門でJVを組めるのか。そしてまた工事のときにそのゼネコンと市内業者がJVを組めるのか。またJVを条件とした入札方式っていうか、業者の決め方にしていくのかの点について。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） この方式に関しては今後御議論いただくことになると思いますけども、可能性としてのお話としては、今のようにですね、最初の実施設計段階で地元業者さんと市外業者さんがJVを組み、の設計段階から関与するというのは、あり得ないことではないかなと思っております。ただその市内業者さんが一定の設計能力を有するということが条件になるのではないかなと思います。それから、施工段階でもJVを組みということはあり得るのではないかなというふうに考えておりますけども。それは一般的に工事発注をされるときに市内業者さんと市外業者さんでJVを組まれるということは今までも実績があったようにも伺っていますので、そこは何ら変わるものではないと。ただし実施設計の発注と施行の発注を分けてやるということは一般的ではございまして、デザインビルドの場合は設計施工を一括で御発注されることになると思います。

○平間正治委員 もう1点。工事部分のJVを入札の条件としていくつもりなのかどうか。

○生涯学習スポーツ課長 その点につきましては、まだそれを確定しているわけではございませんで、検討の部分でございます。

○柴田博委員 13ページの参加者の構成についてというところの表の見方なんですけど、事例のところを見ると、例えば①は単独企業から特定JVと設計企業のグループまで全部①っていうのが入ってるんですけど、これは①に関してはこの4つのあれが全部こういう形で連なっているという、こういう形でやったということなんですか。

○生涯学習スポーツ課長 そのとおりでございます。①につきましては単独でもよろしいし、JVでも、その以

下の3つでもそれは参加としてよろしいという形でのものになります。

○柴田博委員 実際にどれでやったということじゃないんですね。

○生涯学習スポーツ課長 そういうことでございます。

○委員長 ほかにどうでしょう、よろしいですか。

○永井泰仁委員 今回デザインビルド方式が一番いいということであるようですけれども、この基本設計のですね、設計を発注する段階での制度的なものは、どのレベルくらいまで、要するにこのデザインビルドで、早く言や基本設計ができちまや即、施工も前提とした検討に入るという前提になりますと、相当この基本設計とは言いながらグレードの高いものが要求されてくると思うんですが、この辺のですね、レベル的な成果品といたしますか、どの辺まで求められているか。

○生涯学習スポーツ課長 明豊さんのほうからお答えさせていただきます。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） 御指摘のとおりでございます。一般の基本設計よりも深度化された図面でございますと、入札に耐えられないといたしますか、積算ができないということになります。私どもの実績としましても基本設計者に対してですね、まず基本設計者選定の段階で仕様書に関してどこまでの図面を御提出いただくかということを示す。あとは積算ですね。工事費積算も概算ではございますけれども設計者からお出しいただくというところで、具体的に言いますと、例えば建具表というこういう扉関係の図面というのは一般的に基本設計では描かないものなんですけれども、これがないとですね、建具の積算ができないということもございまして、それを描いていただくということもございまして。それは一般的にいいですと実施設計図の一部なんですけれども、あえて基本設計図で描いていただくというような取り組みをしております。よろしいでしょうか。

○永井泰仁委員 そうすると、かなりもう実施設計を見据えた精度の高い基本設計になるというふうに理解するところでございますし、それからこのデザインビルド方式を見るとですね、設計にしても施工にしても地元業者のほとんど参加は難しく、あえて今は話聞いているとJVならまあ何とか期待できるということで、どうもゼネコンさんが仕切っちゃうような感じがもう見え見えなんですけれども、この基本設計の段階で積算の数値を出すときに、通常物価版とか積算資料のレベルなのか、あるいはこの辺の地域のいろんな単価とか見積もりをとったものでやるか、これはその辺の精度はですね、実施設計の中で再計算をされてこの地域の実情に合った、例えばコンクリートの単価だとか鉄骨の単価になってるとか、そういう検討は実施設計の段階でされるか、その辺の考え方はどうでしょうか。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） 今の御質問は、施工者のほうが積算をする場合にどういった単価を使うかということによろしいでしょうか。恐らく基本設計図書に基づきではございますが、実施設計段階と同じようにとれるメーカー見積もり、あるいはその地域特有のですね、例えばコンクリートの単価というのは入手をして積算をするものと考えております。ですので、一部物価版を使うところもございまして図面に全て表記されてない部分もございまして、そこは想定単価が使われると思いますが、できる限り実施設計に近い単価が使われるのが一般的ではないかと考えております。

○永井泰仁委員 それともう1点。このデザインビルドとE C I方式が2つになってるんですけれども、CMさんのほうとしてはですね、このDBのデザインビルド方式あるいはE C I方式ですが、市の側に立っているいろんな交渉をしたりチェックをしたりやりやすいというのはE C Iのほうがやりやすいような気がするんですが、その辺

はどうか。デザインビルドと比べた場合に。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） この11ページにもお示しましたように、やはりECI方式ですと若干デメリットがございまして、私どもとしてもこのお勧めといえますか、デザインビルド方式のほうが市のお立場に立った場合でも有利なやり方ではないかなと考えております。ここに示しましたところが全てではございますけれども、例えばこのECI方式ですと設計は設計事務所がやるものの、ゼネコンのほうからですね、いろいろなアドバイスですとかアイデアをいただくということになりますが、それに対する責任の所在というのがあまりはっきりいたしません。結果的にそれで積算をしたものが幾らになるのかというのはですね、それほどゼネコンさんの高いモチベーションがないといえますか、あまり真剣にやっていただけないというおそれもございまして、そのECI方式による成果というのがなかなか見にくいところがございます。ですので、CMとしてかかわらせていただいた場合もその辺の検証はですね、むしろECI方式のほうが難しいのではないかなというふうに考えております。

○永井泰仁委員 そうすると今度、ある意味CMさんがですね、かかわってコストが上がるところをある程度抑えられるとか、そのかかわってきた成果というようなものはどういう形で私どもが評価できるのか。単純に単価だけ比べるのか、当初はこうだったけどもCMさんが入ってこうなったとかね、その効果っていいですかね、そういうかかわって効果が出たというのはどういった形で検証すればいいですか。ゼネコンの例えば業者をとったとすればそこへ一緒に知恵を出して行って総体の中でこういうふうになりましたっていう、安くなったっていうことが全ての成果というふうにとるのか、そのかわりはどんなものでしょう。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） 私のほうからお答えするのはなかなか難しいところがあるんですけども、手前味噌になってしまいますので。市原市の防災庁舎を事例にお話をしますと、まず私どもは基本設計者が選定された段階から入らせていただいて、まず市の御予算の見直し、今まさにそれをさせていただいておりますが、次に基本設計者が決まるとしまして基本設計者の設計内容の照査というものをしてまいります。そのときには、これは第1回の御説明をしたと思うんですが、当初予算が43億に対してこれが20%ぐらい一度アップいたしました。それをですね、最終的な発注金額は当初の43億におさめたわけですがけれども、その20%分をですね、私どものほうからVEの御提案をしたりというところがありますので、その私どものVE提案というものが今、御指摘があった成果になるのではないかなと思います。入札の結果がですね、これも方式としましてはVE提案付きのデザインビルド発注というのをいたしましたので、デザインビルド業者からもVE提案をいただきました。結果的にですね、予算の84%で落札をしたということがございました。この16%も、頑張ったのはゼネコンさんかもしれませんが、この方式に関して御提案をしたというところでは成果の1つかなとも考えております。その後もですね、実施設計とか施工段階で、もちろん市からの御要望もいろいろございましたが、今予算内でコントロールをされると。都度ですね、VE検討委員会というのを、市原市の場合は副市長さんが音頭をおとりになって何回か開かれ、その中で、言ってみればでっこみひっこみと言いますか、そういうところの御調整をされているというふうに聞いております。それで、その後というのはむしろ金額が下がるというよりは、いろいろな御要望を加味しながら当初の予算どおりでおさめていくというところが、私どもの成果として御期待いただいているのではないかなとかがえております。以上でございます。

○牧野直樹委員 例えば市内企業が参加をしたいって言ったときには、大手ゼネコンさんとのJVを組んで実施

設計のここから入ってこなきゃいけないってことだよ。工事全部、設計施工が一括だから、ここから市のほうでそういう発注を、参加をしてくださってことをやってくわけですよ。

返答がないですが。そうすると。市内にそんだけの技術力がある業者がいるかどうか。多分設計はおんぶにだっことでスーパーゼネコンさんだわ。市内の業者が入れるって言えば、建設でかかわるぐらいのもんだわ。そうすると、全然市内の業者はうまみがないじゃんね。それはそれで仕方ないことだと思うんだけど。基本設計はCMさんの立場としたらCMさんはこの基本設計の入札には参加されるかされないか。参加したほうがいいでしょう。

○明豊ファシリティワークス（木内芳夫君） ルール上、参加できないことになってると思っております。

○牧野直樹委員 できない。ルール上ね。一番参加すれば一番簡単でいいと思うんだけど。じゃあ基本設計の入札をやめて随意契約でCMさんとできないの。一番楽じゃん、それが。

○生涯学習スポーツ課長 CM業者さんは、基本的には設計業務のほうには多分携わらないっていうことになっています。いわゆるこういう立場での、発注者側に立っての助言とか、こういう立場でCM業者さんというのはいらっしゃるので、設計者にはなり得ないっていうことでよろしいですね。

○牧野直樹委員 わかりました。僕は一番楽でいいと思ったんだけど、それができないってことだね。そうすると、CMさんのかかわりってのはいろんな御経験がある中で、こういう、こういう、こういうっていうふうに一応助言をしてくっていかかわり方だけですよ。

○生涯学習スポーツ課長 もちろんですね、そういう助言もあるんですが、これからプロポーザル方式、基本設計を始めるに当たってですね、その要求水準書ですとかデザインビルドのときの発注に対する要求水準書なるものをですね、しっかりと作り込みをしていただきます。そのところで出てきた、例えばVEの提案について出てきたものを精査をしてこれが本当に正しいかどうか、もっといい方法があるのではないかというような目線ですね、それをチェックしていただけるっていうことです。施工に関しても、例えばゼネコンのほうで設計書はこうけどももうちょっとこういうふうにしたほうがいいのではないかっていう提案があったときに、それに対しての検証をしていただけるという立場でCM業者さんは携わっていただけると思っています。

○牧野直樹委員 私も徐々に大型事業であるんで市内にあるA級の建設業者さんとも話す機会があったりした中で、基本設計、実施設計がしっかりしていれば、たとえ我々の技術でも建てられる建物だということははっきり明言をしています。何ができないかという、ここに実施設計と一括で工事請負をするという、その契約方法によって、設計ができる設計士がいわゆる地方の中の建設業には少ないってことがネックになる。結局、できるにもかかわらず、この方式でやられると建設のほうのJVしか組めないよと。たとえJVを組んだとしても、おいしいところはスーパーゼネコンに持ってかれて、私どもは何のためにJVを組んで地域に貢献をしたかわからないって意見がたくさんあったの。だからその辺もよく踏まえていただいて、ただ単に工期が短いとかいろんな面でビルド方式がいいって、この表を見せられれば確かにそう。しかし努力をすれば消費税の8%までの期限の中に基本設計、実施設計ができるかもしれない。それはCMさんの言いなりじゃなくてもっと真剣に考えていただいて、できるような方式があるかどうかを確定をしていただければ、市内の特定のA級の建設業者でもできるんじゃないかなっていうふうに思いますんで、このような流れでいっちゃうとどうもデザインビルドでいっちゃうような気がするんだけど、そういう声もあるよと。だからできないってのは設計ができないって話だからね、だから入札には参加できないと、こういう話。その辺をよく御理解をいただいて御検討いただきたいと

思います。要望です。

○**委員長** 現実的に、今、牧野直樹委員が言われたように、これだけの建物が市内の業者が、例えば基本設計、実施設計はほかの設計者がやって、今の塩尻市内のA級の業者でこれだけの建物が期限内に建てれるのかどうかという検討はされましたか。

○**副市長** 一元的には業者選定委員会で決定をさせていただく事項でございますので、委員の皆さんから御意見ということで賜っておきたいというように思っております。発注をする際にですね、一般的な事例を申し上げますと、大型事業になりますとですね、その実績があるかどうか。例えば体育館をここ10年なり5年以内でですね、どのくらいの規模をやった実績があるかどうか、これがやっぱり問われることになると思います。その条件をつけて一般競争入札なり指名競争入札を、たとえ設計施工分離発注であってもですね、その条件はやっぱりつけられるということに。今までの事例だとそういうふうになります。したがって、それを担保していかないとなさね、ここはできるであろうということできくとですね、もしできなかったときにどういう責任が問われるのかということがございますので、その辺はちょっと慎重に考えてまいりたい。ただ、こういう方式をとりましてもですね、地元の業者の参加の機会というのをどういうふうに確保していくのか、これは非常に重大な問題でございますし、全く地元の業者の協力なくしてですね、建設ができるというふうに思っておられませんので、できるだけ参加の機会を捉えて、と言いますか間口を私どもとしては広げていくような努力をしていきたいと思っております。

○**委員長** それではあと、商工会議所との関係がございますので、質疑についてはこの辺で打ち切りたいと思いますが、ただいま説明を受け議論をいたしました入札契約方式につきましては、基本設計についてはプロポーザル方式、実施設計施工についてはデザインビルド方式、また市内業者の参加につきましては基本設計の段階において策定するというふうなことでございますが、これについては了承していただけますでしょうか。

〔「はい」の声あり〕

○**委員長** それでは、了承したということで締めたいと思います。ほか、その他何かございますか。いいですかね。

それでは、以上をもちまして特別委員会を閉会といたします。大変御苦労さまでございました。

午後4時24分 閉会

平成29年2月17日（金）

委員会条例第29条の規定に基づき、次のとおり署名する。

新体育館に関する特別委員会委員長 永田 公由 印